

こんにちは。

今日は8回目ですね。

では、行きます。

第8回

公正証書を作らせる

交渉をうまく持っていき、公正証書を作らせる

公正証書って知っていますでしょうか？

一応、少しだけ説明しておきますね。

公正証書の一番の特徴は・・・

金銭債権であれば、裁判の判決をなくして、
強制執行ができるというものなんです。

強制執行というのは、
裁判所にしてもらって差押などです。

債務者の財産を押えるわけです。

普通、この強制執行というのは、
裁判をして、判決をもらわなければできないんです。

しかし、公正証書を作れば出来るんです。

裁判をしなくても。

判決がなくても。

ここが一番の特徴です。

強制執行ができる、ということです。

そして、公正証書っていうのは、
公証役場というところで作ります。

公的な機関です。

そこに公証人という方がいます。

元裁判官や元弁護士といった、
法律の専門家です。

そして、公務員です。

この人に、事情を説明して、
証書を作ってもらうわけです。

この証書を公正証書といいます。

急ぎ足でしたが、
何となくでもわかっていただけましたでしょうか？

公正証書は・・・

裁判無しでも強制執行できる、
と覚えておいて下さい。

じゃあ、本題に行きますね。

この公正証書は作っておいたほうが良いのか？

どう思いますか？

そうなんです。

当然、作っていたおいた方がいいんです。

作れるものなら、作るべきなんです。

メリットはあります。

一つは、強制執行できるということ。

もう一つは、債務者教育。

でも実は、メリットはこれぐらいなんです。

要するに、
いくら強制執行が出来るからといって・・・

債務者に財産が無ければ、
何一つ押さえることはできないんです。

ですので、どんな時にも、
担保・保証人交渉が必要なんですよ。

もちろん、担保もしくは保証人が付いて、
公正証書を作ると言うのなら、
パーフェクトです。

公正証書には限界があるということを
覚えておいて下さい。

それでは、公正証書を作らせるための
交渉についてお話ししますね。

設定としては、

債務者の返済が遅れている場合ですよね。

とにかく、まずは保証人交渉をしてくださいね。

とにかくにも、まずは保証人交渉です。

前回のメールでお話したように、
返済を待つので保証人をつけてくださいと。

返済を待つ場合には、期限を区切ってください。

「1週間以内に保証人をつけてくれれば、1ヶ月は返済を待ちます。」

みたいな感じです。

まずは必ず保証人交渉からはじめてください。

しかし、やはり無理なときはあります。

そういう時には、公正証書作成交渉です。

「保証人が無理なら、公正証書ぐらい作ってくださいよ」

みたいな感じです。

もし、誠意が無いようなら、
法的手段をチラつかせて交渉してください。

「保証人、公正証書、無理無理無理無理・・・」

みたいな債務者には、ガツンと言って下さい。

「話しても無駄ですね。じゃあ、裁判しましょう。」

「貴方の財産を裁判所に差押さえてもらいますから」

みたいな感じです。

これにひるむようであれば、
保証人、公正証書交渉をしてください。

そろそろお気づきですか？

例えば、本当に誠意がない場合・・・

全くひるまない債務者の場合・・・

そんな時は手が無いんですよ。

債務者の方が強いんです。

だから、いろんな方法で、
回収しなければならないんです。

だから、うるさく言うんですよ。

心の隅にでも入れておいて下さいね。

さて、ここで問題があるんです。

さて、債務者が公正証書を作ることに、
了承したとしますね。

では、この公正証書の費用は誰が払うのでしょうか？

おそらくですが・・・

返済の遅れている債務者が、
費用を払えるわけが無いんですよ。

ですので、

ご自身が・・・

結局・・・

公正証書作成代を払う・・・

ということになりそうですね・・・

まあ、債権金額が少なければ、
それほど手数料は高くありませんので。

費用が多少かかっても、
公正証書は作らせたほうが、
やっぱり良いんですよ。

もちろん、
強制執行できるというメリットもあるんですが、
債務者に対してすごい教育を出来るんです。

公正証書を作る際には・・・

公証人はおそらく、
債務者にも公証役場に来させると言うんです。

原則としては、
代理人でも大丈夫なんですけど、
債務者本人の確認を厳重に取ると思うんです。

本人の意思表示があるか？

ということを確認するんです。

となると、本人が来て下さい、
ということになるんです。

となれば、そんなところに行く、
債務者の心情を考えてみて下さい。

(返さないと、強制執行される・・・)

みたいに思うんです。

すごい教育になるんですね。

ですので、公正証書を作れるチャンスがあるなら、
見逃さないでくださいね。

では、今日はこの辺で。

健闘をお祈りいたします。

MR. Kとは

<http://profile.ameba.jp/kame-zimu/>